

別表 1

在宅利用料金表(H30.4.1)

B 短期入所生活介護 ・ 介護予防短期入所生活介護

1 くしろ宝寿苑(多床室)

(単位：円)

基本単位数							加算単位数				単位数計						区分	食費	居住費	利用者負担額(月額)											
要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	サービス提供体制強化I	機能訓練体制	看護体制II(介護)	夜間職員配置III(介護)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4				要介護5	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5				
上段(基本単位数+加算単位数) 中段(処遇改善単位数)、下段(単位数計)																															
437	543	584	652	722	790	856	18	12	8	15	467	573	637	705	775	843	909	1割負担	第1段階	300	0	806	921	990	1,064	1,139	1,213	1,284			
											39	48	53	59	64	70	75		第2段階	390	370	1,266	1,381	1,450	1,524	1,599	1,673	1,744			
											基準費用額											1,380	840	2,726	2,841	2,910	2,984	3,059	3,133	3,204	
											506	621	690	764	839	913	984		2割負担	1,380	840	3,232	3,462	3,600	3,748	3,898	4,046	4,188			

2 くしろ宝寿苑(従来型個室)

(単位：円)

基本単位数							加算単位数				単位数計						区分	食費	居住費	利用者負担額(月額)											
要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	サービス提供体制強化I	機能訓練体制	看護体制II(介護)	夜間職員配置III(介護)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4				要介護5	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5				
上段(基本単位数+加算単位数) 中段(処遇改善単位数)、下段(単位数計)																															
437	543	584	652	722	790	856	18	12	8	15	467	573	637	705	775	843	909	1割負担	第1段階	300	320	1,126	1,241	1,310	1,384	1,459	1,533	1,604			
											39	48	53	59	64	70	75		第2段階	390	420	1,316	1,431	1,500	1,574	1,649	1,723	1,794			
											基準費用額											1,380	1,150	3,036	3,151	3,220	3,294	3,369	3,443	3,514	
											506	621	690	764	839	913	984		2割負担	1,380	1,150	3,542	3,772	3,910	4,058	4,208	4,356	4,498			

3 加算

区 分	内 容
①サービス提供体制強化加算 I イ	・当該特養と短期入所事業所の介護職員の総数(常勤換算)のうち、介護福祉士を60%以上であること。(この加算は、区分支給限度額基準額の算定対象外)
②機能訓練加算	・専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置していること。
③看護体制加算 II (介護)	・看護職員を常勤換算方式で利用者数が25又はその端数を増す毎に1名以上配置し、病院等と看護職員が24時間連絡体制を確保していること。
④夜間職員配置加算 III イ(介護)	・夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。(従来型)
⑤介護職員処遇改善加算 I	・所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)の8.3%を加算。(この加算は、区分支給限度額基準額の算定対象外)

4 他加算

区 分	一日負担額		内 容
	1割負担	2割負担	
⑥送迎加算	184	368	・送迎が必要と認められる利用者に対して、送迎車両により利用者の居宅まで個別に送迎した場合について加算
⑦療養食加算	8	16	・医師の発行する食事箋に基づき、入所者の年齢、心身の状況によって適切な内容の療養食を提供した場合。(1日3食を限度で、1食を1回勘定)
⑧緊急短期入所受入加算(介護)	90	180	・利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。 ・7日間(利用者の日常生活上の世話をを行う家族疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度とする。
⑨長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合	△ 30	△ 60	・連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合、所定単位数から減算。

5 介護保険給付対象外サービス

区 分	金額	内 容	区 分	内 容	
①理髪・美容	丸刈り	実費	③外来食事代	朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円	
	カット	実費		④コピー代	1枚につき白黒10円、カラプリント20円、カラコピー30円
	パーマ	実費		⑤日用品・嗜好品	実費
②クラブ活動等	実費	材料費等実費	⑥電話料金	1通話10円	